

事 務 連 絡

令和元年10月14日

公立学校共済組合本部事務局 御中

文部科学省初等中等教育局財務課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

令和元年台風第19号による災害に伴い、総務省自治行政局公務員部福利課から別紙のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴共済組合におかれましても適切に対応いただきますよう
よろしく申し上げます。

事 務 連 絡
令和元年10月14日

警察庁長官官房給与厚生課 }
文部科学省初等中等教育局財務課 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合に対して通知したので、参考までに通知します。

事務連絡
令和元年 10 月 14 日

地方職員共済組合
（地共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

災害により被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理について、あらためて周知しますので、下記により適切に対応できるようよろしくお取り計らいください。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、災害その他の特別の事情がある組合員等に対し、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 57 条の 2 及び第 59 条の 2 の規定に基づき、共済組合（以下「組合」という。）の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成 18 年 9 月 29 日付け総行福第 3 1 3 号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（1）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができる

ような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

4 その他

上記1の措置を講ずる場合については、被災組合員等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記2について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

総行福第313号
平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除

く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受けるときに組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

| | | | | | | |
|---------------------|-----------|--|------|--|----|--|
| 組合員証等記号番号 | | | | | | |
| 組合員 | 氏名 | | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | | | |
| 減免等を 希望する 対象者 | 氏名 | | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | | | |
| | 傷病名 | | | | | |
| | 発病又は負傷年月日 | | | | | |
| 減免等を申請する理由 | | | | | | |
| | | | | | | |

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 証明書
徴収猶予

| | | | | | | |
|------------|----|--|----------------------|--|----|--|
| 組合員証等記号番号 | | | | | | |
| 組合員 | 氏名 | | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | | | |
| 対象者 | 氏名 | | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | | | |
| 減免等の内容 | | | | | | |
| 減 額 負担割合 割 | | | 有効期限 平成 年 月 日 | | | |
| 免 除 | | | | | | |
| 徴収猶予 | | | | | | |

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

事務連絡
令和元年 10 月 13 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、これまでも周知してきたところですが、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記のとおり、改めて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険制度においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
被災した事業所、任意継続被保険者又は特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査の上、支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の 1 又は 2 の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記 3 について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年台風第19号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第4報】

1. 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、岩手県は6市5町3村、宮城県は14市20町1村、福島県は12市26町12村、茨城県は19市2町、栃木県は10市4町、群馬県は11市11町4村、埼玉県は21市18町1村、東京都は6区15市3町1村、神奈川県は11市7町1村、新潟県3市、山梨県は10市6町4村、長野県は15市14町12村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|---------------------|
| 【岩手県】 宮古市 （みやこし） 大船渡市 （おおふなとし） 久慈市 （くじし） 一関市 （いちのせきし） 陸前高田市 （りくぜんたかたし） 釜石市 （かまいしし） 気仙郡住田町 （けせんぐんすみたちょう） 上閉伊郡大槌町 （かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡山田町 （しもへいぐんやまだまち） 下閉伊郡岩泉町 （しもへいぐんいわいずみちょう） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|---------------|--|----------------------------|
| <p>下閉伊郡田野畑村 （しもへいぐんたのはたむら） 下閉伊郡普代村 （しもへいぐんふだいむら） 九戸郡野田村 （くのへぐんのだむら） 九戸郡洋野町 （くのへぐんひろのちょう）</p> <p>【宮城県】 仙台市 （せんだいし） 石巻市 （いしのまきし） 塩竈市 （しおがまし） 気仙沼市 （けせんぬまし） 白石市 （しろいしし） 名取市 （なとりし） 角田市 （かくだし） 多賀城市 （たがじょうし） 岩沼市 （いわぬまし） 登米市 （とめし） 栗原市 （くりはらし） 東松島市 （ひがしまつしまし） 大崎市 （おおさきし） 富谷市 （とみやし） 刈田郡蔵王町 （かっただぐんざおうまち）</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|--------|---|---------------------|
| 刈田郡町七ヶ宿町 (かつたぐんしちかしゆくまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち) 伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもりまち) 亶理郡亶理町 (わたりぐんわたりちょう) 亶理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう) 宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち) 宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち) 宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちよう) 黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちよう) 黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう) 黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら) 加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう) | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|---------------|--|--------------------------------------|
| <p>加美郡加美町 （かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町 （とおだぐんわくや ちょう） 遠田郡美里町 （とおだぐんみさと まち） 牡鹿郡女川町 （おしかぐんおなが わちょう） 本吉郡南三陸町 （もとよしぐんみな みさんりくちょう）</p> <p>【福島県】 福島市 （ふくしまし） 会津若松市 （あいづわかまつし） 郡山市 （こおりやまし） いわき市 （いわきし） 白河市 （しらかわし） 須賀川市 （すかがわし） 相馬市 （そうまし） 二本松市 （にほんまつし） 田村市 （たむらし） 南相馬市 （みなみそうまし） 伊達市 （だてし） 本宮市 （もとみやし） 伊達郡桑折町 （だてぐんこおりま ち）</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|---------------------|
| 伊達郡国見町 （だてぐんくにみまち） 伊達郡川俣町 （だてぐんかわまたまち） 安達郡大玉村 （あだちぐんおおたまむら） 岩瀬郡鏡石町 （いわせぐんかがみいしまち） 岩瀬郡天栄村 （いわせぐんてんえいむら） 南会津郡下郷町 （みなみあいづぐんしもごうまち） 南会津郡桧枝岐村 （みなみあいづぐんひのえまたむら） 南会津郡只見町 （みなみあいづぐんただみまち） 南会津郡南会津町 （みなみあいづぐんみなみあいづまち） 河沼郡柳津町 （かわぬまぐんやないづまち） 大沼郡三島町 （おおぬまぐんみしままち） 大沼郡金山町 （おおぬまぐんかねやままち） 大沼郡会津美里町 （おおぬまぐんあいづみさとまち） 西白河郡西郷村 （にししらかわぐんにしごうむら） 西白河郡泉崎村 （にししらかわぐんいづみざきむら） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|--------|---|-----------------------------|
| 西白河郡中島村 （にししらかわぐん なかじまむら） 西白河郡矢吹町 （にししらかわぐん やぶきまち） 東白川郡棚倉町 （ひがししらかわぐ んたなぐらまち） 東白川郡埴町 （ひがししらかわぐ んはなわまち） 東白川郡鮫川村 （ひがししらかわぐ んさめがわむら） 石川郡石川町 （いしかわぐんいし かわまち） 石川郡玉川村 （いしかわぐんたま かわむら） 石川郡平田村 （いしかわぐんひら たむら） 石川郡浅川町 （いしかわぐんあさ かわまち） 石川郡古殿町 （いしかわぐんふる どのまち） 田村郡三春町 （たむらぐんみはる まち） 田村郡小野町 （たむらぐんおのま ち） 双葉郡広野町 （ふたばぐんひろの まち） 双葉郡檜葉町 （ふたばぐんならは まち） 双葉郡富岡町 （ふたばぐんとみお かまち） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|--------|---|---------------------|
| 双葉郡川内村 （ふたばぐんかわうちむら） 双葉郡大熊町 （ふたばぐんおおくままち） 双葉郡双葉町 （ふたばぐんふたばまち） 双葉郡浪江町 （ふたばぐんなみえまち） 双葉郡葛尾村 （ふたばぐんかつらおむら） 相馬郡新地町 （そうまぐんしんちまち） 相馬郡飯舘村 （そうまぐんいいたてむら） 【茨城県】 日立市 （ひたちし） 土浦市 （つちうらし） 石岡市 （いしおかし） 結城市 （ゆうきし） 常総市 （じょうそうし） 常陸太田市 （ひたちおおたし） 高萩市 （たかはぎし） 北茨城市 （きたいばらきし） 笠間市 （かさまし） つくば市 （つくばし） 守谷市 （もりやし） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|-----------------------------|
| 常陸大宮市 （ひたちおおみやし） 那珂市 （なかし） 筑西市 （ちくせいし） 坂東市 （ばんどうし） かすみがうら市 （かすみがうらし） 桜川市 （さくらがわし） 東茨城郡城里町 （ひがしいばらきぐ んしろさとまち） 久慈郡太子町 （くじぐんだいごま ち） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |
| 水戸市 （みとし） ひたちなか市 （ひたちなかし） | 10月13日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている（水戸川の決壊による 住家の浸水）。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |
| 【栃木県】 宇都宮市 （うつのみやし） 足利市 （あしかがし） 栃木市 （とちぎし） 佐野市 （さのし） 鹿沼市 （かぬまし） 日光市 （にっこうし） 大田原市 （おおたわらし） 矢板市 （やいたし） 那須塩原市 | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|---------------|--|--------------------------------------|
| <p>(なすしおぼらし)</p> <p>さくら市 (さくらし)</p> <p>塩谷郡塩谷町 (しおやぐんしおや まち)</p> <p>塩谷郡高根沢町 (しおやぐんたかね ざわまち)</p> <p>那須郡那須町 (なすぐんなすまち)</p> <p>那須郡那珂川町 (なすぐんなかがわ まち)</p> <p>【群馬県】</p> <p>前橋市 (まえばしし)</p> <p>高崎市 (たかさきし)</p> <p>桐生市 (きりゆうし)</p> <p>太田市 (おおたし)</p> <p>沼田市 (ぬまたし)</p> <p>館林市 (たてばやしし)</p> <p>渋川市 (しぶかわし)</p> <p>藤岡市 (ふじおかし)</p> <p>富岡市 (とみおかし)</p> <p>安中市 (あんなかし)</p> <p>みどり市 (みどりし)</p> <p>北群馬郡吉岡町 (きたぐんまぐんよ しおかまち)</p> <p>多野郡上野村 (たのぐんうえのむ ら)</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|---------------|--|----------------------------|
| <p>多野郡神流町 （たのぐんかなまち） 甘楽郡下仁田町 （かんらぐんしもにたまち） 甘楽郡南牧村 （かんらぐんなんもくむら） 甘楽郡甘楽町 （かんらぐんかんらまち） 吾妻郡中之条町 （あがつまぐんなかのじょうまち） 吾妻郡長野原町 （あがつまぐんながのはらまち） 吾妻郡嬭恋村 （あがつまぐんつまごいむら） 吾妻郡草津町 （あがつまぐんくさつまち） 吾妻郡高山村 （あがつまぐんたかやまむら） 吾妻郡東吾妻町 （あがつまぐんひがしあがつままち） 利根郡みなかみ町 （とねぐんみなかみまち） 邑楽郡千代田町 （おうらぐんちよだまち） 邑楽郡邑楽町 （おうらぐんおうらまち）</p> <p>【埼玉県】 さいたま市 （さいたまし） 川越市</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|--------|---|-----------------------------|
| (かわごえし) 熊谷市 (くまがやし) 川口市 (かわぐちし) 行田市 (ぎょうだし) 秩父市 (ちちぶし) 所沢市 (ところざわし) 飯能市 (はんのうし) 本庄市 (ほんじょうし) 東松山市 (ひがしまつやまし) 狭山市 (さやまし) 深谷市 (ふかやし) 入間市 (いるまし) 朝霞市 (あさかし) 志木市 (しきし) 和光市 (わこうし) 新座市 (にいざし) 富士見市 (ふじみし) 坂戸市 (さかどし) 鶴ヶ島市 (つるがしまし) 日高市 (ひだかし) 入間郡三芳町 (いるまぐんみよし まち) 入間郡毛呂山町 (いるまぐんもろや ままち) | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|-----------------------------|
| 入間郡越生町 （いるまぐんおごせ まち） 比企郡滑川町 （ひきぐんなめがわ まち） 比企郡嵐山町 （ひきぐんらんざん まち） 比企郡小川町 （ひきぐんおがわま ち） 比企郡川島町 （ひきぐんかわじま まち） 比企郡吉見町 （ひきぐんよしみま ち） 比企郡鳩山町 （ひきぐんはとやま まち） 比企郡ときがわ町 （ひきぐんときがわ まち） 秩父郡横瀬町 （ちちぶぐんよこぜ まち） 秩父郡皆野町 （ちちぶぐんみなの まち） 秩父郡長瀬町 （ちちぶぐんながと ろまち） 秩父郡小鹿野町 （ちちぶぐんおがの まち） 秩父郡東秩父村 （ちちぶぐんひがし ちちぶむら） 児玉郡美里町 （こだまぐんみさと まち） 児玉郡神川町 （こだまぐんかみか | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|---------------------|
| わまち) 児玉郡上里町 (こだまぐんかみさとまち) 大里郡寄居町 (おおさとぐんよりいまち) 【東京都】 墨田区 (すみだく) 世田谷区 (せたがやく) 豊島区 (としまく) 北区 (きたく) 板橋区 (いたばしく) 練馬区 (ねりまく) 八王子市 (はちおうじし) 立川市 (たちかわし) 青梅市 (おうめし) 府中市 (ふちゅうし) 昭島市 (あきしまし) 町田市 (まちだし) 小金井市 (こがねいし) 日野市 (ひのし) 福生市 (ふっさし) 東大和市 (ひがしやまとし) 武蔵村山市 (むさしむらやまし) 多摩市 (たまし) | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|---------------|--|----------------------------|
| <p>稲城市 （いなぎし） 羽村市 （はむらし） あきる野市 （あきるのし） 西多摩郡瑞穂町 （にしたまぐんみずほまち） 西多摩郡日の出町 （にしたまぐんひのでまち） 西多摩郡檜原村 （にしたまぐんひのはらむら） 西多摩郡奥多摩町 （にしたまぐんおくたまちょう）</p> <p>【神奈川県】 川崎市 （かわさきし） 相模原市 （さがみはらし） 平塚市 （ひらつかし） 小田原市 （おだわらし） 茅ヶ崎市 （ちがさきし） 秦野市 （はだのし） 厚木市 （あつぎし） 伊勢原市 （いせはらし） 海老名市 （えびなし） 座間市 （ざまし） 南足柄市 （みなみあしがらし） 高座郡寒川町 （こうざぐんさむか</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|---------------|--|--------------------------------------|
| <p>わまち)</p> <p>足柄上郡大井町 (あしがらかみぐん おおいまち)</p> <p>足柄上郡松田町 (あしがらかみぐん まつだまち)</p> <p>足柄上郡山北町 (あしがらかみぐん やまきたまち)</p> <p>足柄下郡箱根町 (あしがらしもぐん はこねまち)</p> <p>足柄下郡湯河原町 (あしがらしもぐん ゆがわらまち)</p> <p>愛甲郡愛川町 (あいこうぐんあい かわまち)</p> <p>愛甲郡清川村 (あいこうぐんきよ かわむら)</p> <p>【新潟県】</p> <p>上越市 (じょうえつし)</p> <p>糸魚川市 (いといがわし)</p> <p>妙高市 (みょうこうし)</p> <p>【山梨県】</p> <p>富士吉田市 (ふじよしだし)</p> <p>都留市 (つるし)</p> <p>山梨市 (やまなしし)</p> <p>大月市 (おおつきし)</p> <p>韮崎市 (にらさきし)</p> <p>南アルプス市 (みなみあるぶすし)</p> <p>北杜市</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|---------------|--|--------------------------------------|
| <p>(ほくとし)</p> <p>笛吹市 (ふえふきし)</p> <p>上野原市 (うえのはらし)</p> <p>甲州市 (こうしゅうし)</p> <p>西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐん いちかわみさとちょう)</p> <p>南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんは やかわちょう)</p> <p>南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみ のぶちょう)</p> <p>南巨摩郡南部町 (みなみこまぐんな んぶちょう)</p> <p>南巨摩郡富士川町 (みなみこまぐんふ じかわちょう)</p> <p>南都留郡道志村 (みなみつるぐんど うしむら)</p> <p>南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんな るさわむら)</p> <p>南都留郡富士河口湖 町 (みなみつるぐんふ じかわぐちこまち)</p> <p>北都留郡小菅村 (きたつるぐんこす げむら)</p> <p>北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたば やまむら)</p> <p>【長野県】</p> <p>長野市 (ながのし)</p> <p>松本市 (まつもとし)</p> | <p>10月12日</p> | <p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> | <p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|-----------------------------|
| 上田市 (うえだし) 岡谷市 (おかやし) 諏訪市 (すわし) 須坂市 (すざかし) 小諸市 (こもろし) 伊那市 (いなし) 中野市 (なかのし) 飯山市 (いいやまし) 茅野市 (ちのし) 佐久市 (さくし) 千曲市 (ちくまし) 東御市 (とうみし) 安曇野市 (あづみのし) 南佐久郡小海町 (みなみさくぐんこ うみまち) 南佐久郡川上村 (みなみさくぐんか わかみむら) 南佐久郡南牧村 (みなみさくぐんみ なみまきむら) 南佐久郡南相木村 (みなみさくぐんみ なみあいきむら) | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|--------|---|-----------------------------|
| 南佐久郡北相木村 （みなみさくぐんき たあいきむら） 南佐久郡佐久穂町 （みなみさくぐんさ くほまち） 北佐久郡軽井沢町 （きたさくぐんかる いざわまち） 北佐久郡御代田町 （きたさくぐんみよ たまち） 北佐久郡立科町 （きたさくぐんたて しなまち） 小県郡青木村 （ちいさがたぐんあ おきむら） 小県郡長和町 （ちいさがたぐんな がわまち） 諏訪郡下諏訪町 （すわぐんしもすわ まち） 諏訪郡富士見町 （すわぐんふじみま ち） 上伊那郡辰野町 （かみいなぐんたつ のまち） 上伊那郡宮田村 （かみいなぐんみや たむら） 木曾郡木曾町 （きそぐんきそまち） 東筑摩郡麻績村 （ひがしちくまぐん おみむら） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|--------|---|-----------------------------|
| 東筑摩郡生坂村 （ひがしちくまぐん いくさかむら） 東筑摩郡筑北村 （ひがしちくまぐん ちくほくむら） 埴科郡坂城町 （はにしなぐんさか きまち） 上高井郡小布施町 （かみたかいぐんお ぶせまち） 上高井郡高山村 （かみたかいぐんた かやまむら） 下高井郡山ノ内町 （しもたかいぐんや まのうちまち） 下高井郡木島平村 （しもたかいぐんき じまだいらむら） 上水内郡飯綱町 （かみみのちぐんい いづなまち） 下水内郡栄村 （しもみのちぐんさ かえむら） | 10月12日 | 令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

2. これまでにとられた措置

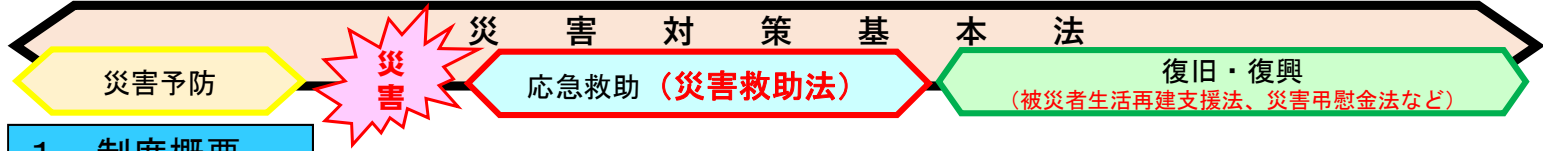
- ・避難所の設置等

| |
|--|
| 本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 阿部、高見 TEL 03-5253-2111（内線51365） 03-3593-2849（直通） |
|--|

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

| | | 市町村（基礎自治体） | 都道府県 |
|-------------|-------|------------------------------------|---|
| 救助法を適用しない場合 | | 救助の実施主体 （基本法5条） | 救助の後方支援、総合調整（基本法4条） |
| 救助法を適用した場合 | 救助の実施 | 都道府県の補助（法13条2項） | 救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2）） |
| | 事務委任 | 事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項） | 救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項） |
| | 費用負担 | 費用負担なし（法21条） | 掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条） |

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

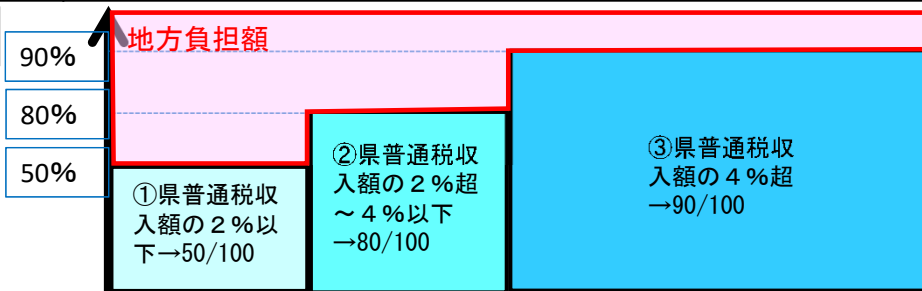
| | | |
|-----------------------------|-------------------------------|---------------------|
| (1) 避難所の設置（S22～） | (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～） | (9) 学用品の給与（S22～） |
| (2) 応急仮設住宅の供与 （S28～） | (6) 医療及び助産（S22～） | (10) 埋葬（S22～） |
| (3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～） | (7) 被災者の救出（S28～） | (11) 死体の搜索・処理（S34～） |
| (4) 飲料水の供給（S28～） | (8) 住宅の応急修理 （S28～） | (12) 障害物の除去（S34～） |

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）**を定めることができる。**（※令第3条第2項）

3. 救助の基本5原則

| | |
|-------------------|--|
| ○ 平等の原則 | 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、 等しく救助の手を差し伸べなければならない。 |
| ○ 必要即応の原則 | 応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、 個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。 |
| ○ 現物給付の原則 | 災害時は物資が不足し、調達も困難となり、 金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。 |
| ○ 所在地救助の原則 | ・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の所在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。 |
| ○ 職権救助の原則 | 応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、 都道府県知事がその職権によって救助を行う。 |

4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ①（20億円の50%）+ ②（20億円の80%）+ ③（残り60億円の90%）= 計80億円